(新設)

					(I) IPS
		担当課	保健福祉課	検索番号	2 - 2
法令名	社会福祉法	根拠条項	1 4 4		
不利益処分	社会福祉連携推進法人の法令等の違反に対する措置命令				

(根拠規定)

「社会福祉法第144条】

第五十六条(第八項を除く。)、第五十七条の二、第五十九条、第五十九条の二(第二項を除く。) 及び第五十九条の三の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7. 3 0 ° 7 C 7 · 30						
第五十六条第四項から第七項	所轄庁	認定所轄庁				
まで、第九項及び第十一項、						
第五十七条の二、第五十九条						
並びに第五十九条の二第四項						

[社会福祉法第56条第6項]

所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告 に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措 置をとるべき旨を命ずることができる。

(処分基準)

「社会福祉連携推進法人の認定等について(令和3年11月12日社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知)」

(その他)